

令和2年5月16日策定
令和2年5月28日改定
令和2年6月19日改定
令和4年3月4日改定
令和4年4月6日改定
令和5年3月13日改定
令和5年5月8日改定

新型コロナウイルス感染症対策と農村環境改善センター等利用ガイドライン

本ガイドラインは、新型コロナウイルス感染拡大の防止と農村環境改善センター等での地域活動の両立を進めるために、農村環境改善センター等で行われる活動に係る基本的な考え方を示すものです。

なお、状況の変化があった場合には、本ガイドラインの見直しなどを行うことがあります。

1. 基本的な感染症対策の励行について

●基本的な感染対策を行うこと。

①「3密」（密集・密接・密閉）の回避。人と人との距離を確保

密集しない	多くの人が手の届く距離に集まらないための配慮を行う。
密接しない	飛沫を発生させないように、工夫する。
密閉しない	定期的に換気を行う。活動終了後はできるだけ速やかに退館する。

②手洗いや手指の消毒

2. マスクの着用について

●マスクの着脱は、利用者の意思に反して強制することはせず、利用者（本人）が判断する。

3. 新型コロナウイルス感染症状のある場合について

●利用者本人または同居家族が新型コロナウイルス感染の症状がみられる場合や感染が疑われる場合は利用を控える。

4. 適用期間

●本ガイドラインの適用は令和5年5月8日からとし、感染状況の変化や新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針の変更があった場合には見直す。